

さ情審査答申第160号
平成30年10月12日

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会長 池上 純一

答 申 書

平成29年12月15日付けで貴委員会から受けた、「さいたま市内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む）（平成24年度分）」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年10月6日付け教学教人第2727号により、さいたま市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、変更することの決定を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書、反論書によるとおおむね以下のとおりである。

- (1) 今回一部開示を受けた公文書の一部開示範囲は、条例、関連する平成18年12月22日大阪高等裁判所判決（平成18年行コ第26号）公文書非公開決定取消請求控訴事件等に照らし、違法な非開示部分を含むものである。
- (2) まず、関連する判決においては、学校において教師が行った体罰は、加害教師に関しては「職務の遂行に係る情報」とであると認定され、「通常他

人に知られたくないとみとめられる」公務員のプライバシーではないとされている。兵庫県、神戸市その他多くの自治体の教育委員会では原則公開とされてきている。非公開が認められているのは、児童生徒の氏名、関係者の住所等ごく一部にすぎない。

- (3) 条例第7条第2号ウは、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分であって公にしても当該公務員の個人の権利利益を害するおそれがないと認められるものとし、これらの情報は公開すべきものと規定する。換言すれば、公務員の職務遂行情報については、個人に関する情報であっても公開せねばならないはずである。またそれは、司法判断において公開が求められているものであるから、公にして当該公務員の個人の権利利益を害するおそれがあるものとはいえないはずである。
- (4) よって、体罰加害教員の氏名が本人のプライバシーではなく、公開されることはそもそも条例及び判例が予定しているところであり、教員名等の非公開は認められない。また加害教員の識別可能性を理由とした学校名、教員名、校長名等の非開示は認められない。
- (5) しかるに本件処分では、これらがことごとく非開示とされている。その他文書記号番号、発生場所、児童生徒の性別、負傷の程度、当事者の意見、校長所見、教科、教室内見取り図、学年、年齢、校務分掌、病院名、行事名、行状なども同等であり、その他条例に照らして違法な非開示範囲が他にもあれば全て開示されるべきである。特に負傷の程度や被害者の性別など、どうして個人識別にいたらないかつ体罰事件にとって本質的な情報が非公開とされており、関連判決を真摯に理解した上での非開示決定とは到底思われない。ここまで非公開範囲の広い自治体は、全国的に見てもわずかであり、司法判断をないがしろにするものという他ない。
- (6) なお、関連する司法判断は個人特定のための「他の情報」については「一般人基準」を取ることを求めている。学校名や教員名を公開するとそれだけで被害児童生徒が特定されるとの考えに立つものかもしれないが、その事自体も関連判決で否定されている。だからこそ教員名などは公開すべきと判示されているのである。
- (7) 条例7条第2号後段では、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定する。しかしこの条文が適用されるのは、個人のカルテや著作物など高度なセンシティブ情報に限られるのであるから、そのようなものを含まない本件公文書には適用されない。「関係者の発言・意見・見解」「校

長所見」等と見られる部分がことごとく非公開とされているが、関係者の発言・意見だというだけで高度なセンシティブ情報には当たらないことは明らかであり、そうした例外的な事例（病歴など）があればそれに限って非公開とすれば足りる。これらの記述をもって、真摯かつプライベートな部分をもつ高度なセンシティブ情報と判断されてはならない。それは本条項の濫用であり、濫用されると危険な条項であるだけに、慎重に判断されるべきである。なおこうした部分を公開しても、それだけでは個人識別にもいたらないこと言うまでもない。

- (8) 弁明書の非開示理由は、児童生徒が特定される等と漫然と述べるのみで、関連判例を吟味した上で条例の解釈を展開するものではない。そしてその非開示部分の多くは、関連判例を前提すれば開示されるべきものであることは、すでに述べたところである。
- (9) 三権分立、法治主義原則のもと、一定の条例解釈や法的争点について判断が示されている場合、第一に行政が従うべきは自身の独自の条例解釈ではなく、司法判断であることは今更述べるまでもない常識のはずである。個別事件をふまえた司法判断は、まさに体罰事故報告書という特定の文書における情報公開の法解釈が示されているものであるから、そこでの判断が優先することは明らかである。
- (10) 実施機関がすべき弁明は、こうした原則をふまえた上で関連判決の判断がなぜ本件文書では適用されないのか、あるいは自らの非開示処分が関連判決の判断に従ったものであるかを、説得的に論じ示すことであるがそうした弁明は存在しない。請求人の法的主張に対する弁明の放棄である。説明義務違反であり法治行政としてあるまじき態度という他ない。法的に反論できないことを自ら認めているに等しい。
- (11) 実施機関は、インターネットを利用した個人識別性云々を論じているが、そのような主張も既に関連する司法判断の場で被告が出しており、かつ判決では認められていないものである。また関連する司法判断は児童生徒の特定可能性につき、「一般人基準」をとっているところ、一般人の立場からすれば、ネット情報をもとにしても、児童生徒を特定することはできないということである。そもそもインターネット検索によっても、一般人にとっては関係児童生徒の名簿などは入手不可であり、よって児童生徒を特定することはできない。教員については、そもそも氏名を公開すべきなので、この論点は関連がない。弁明書ではインターネットに本件公文書が出され、それを「被害児童生徒や被害児童生徒の保護者、事故発生当時に被害児童生徒と同じ学級や同じ学年に在籍していた児童生徒等」が閲覧することによって、被害児童生徒が特定される可能性のあることが述べられて

いるが、これは「一般人基準」ではなく「特定人基準」をとっていることになり、裁判例に違背する。なにより実施機関が非公開としつつ、他の多くの自治体の教育委員会では公開している学校名や教員名について、これらを公開しているからといって、児童生徒が特定され問題となったといった事件は知る限り生じていない。実施機関は、「精神的苦痛を受ける可能性も皆無であるとは言い切れない」「誹謗中傷する可能性も皆無であるとは言い切れない」などともするが、「皆無であるとは言い切れない」というようなレベルの可能性まで非公開の理由にするならばどのような非公開も可能になるであろう。仮にそのようなセンシティブな事例があるとするならば、それはそれに限って例外的に考えればいいはずであって、一律非公開とする理由として認められるべきではない。またそもそも開示された情報を濫用してはならないことは条例が定めるところであって、濫用の可能性とそれによるごく低い可能性の危険を前提としたこうした主張を許せば非公開範囲は際限なく広がるであろう。実施機関は、学校名や教師名を非公開としたいがために、判決が否定している児童生徒の特定の可能性を持ちだしているにすぎないというべきである。

- (12) 「関係者の発言・意見・見解」「校長所見」が児童生徒にとって条例第7条第2号後段の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」だとするが、そのような司法判断は一件もない。むしろそうではないからこそ公開は認められているのである。そうでなくこの程度の情報が本段該当だとするならば、体罰事故情報が全面非公開ともされかねず不当きわまりない。なお弁明書では、「被害児童生徒の特定につながる可能性のある部分」を非公開としたとするが、であればそれは本号後段の問題ではない。またこうした発言それ自体を公開しても、それだけで個人特定にいたらないことは、学校名や教員名以上に明らかであろう。
- (13) 取られるべき法理は、現在、司法の場でどのような判断がなされるか、という点に基づいて選ばれるべきである。すでに多く存在する現在の関連する判決の水準からすればこうした広範な一律非公開が現在の裁判所で認められないことは明らかであり、だからこそ多くの自治体が学校名や教員名の原則公開に応じているのである。また、多くの自治体の情報公開審査会は、近年、関連する判決を踏まえ、学校名・校長名・教員名その他の公開を求める答申を出している。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のとおり説明

している。

- 1 審査請求人より「さいたま市内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む）（平成24年度分）」について行政情報の開示請求を受け、「教員事故報告書（平成24年度分）3件」の行政情報を特定した。当該行政情報には、条例第7条第2号に該当する部分が含まれていたことから、一部開示決定を行った。

教員事故報告書は、教職員事故が発生した場合、校長が、事故者から提出されたてん末書を基に作成して教育委員会に報告するものである。体罰事故の場合、一般に加害教員及び被害児童生徒の氏名・年齢・性別等、負傷の程度、事故の概要、学校の対応、当事者や目撃者からの意見等が記載され、個人情報や事務事業執行情報等の不開示情報が多く含まれる文書である。心身の未成熟な児童生徒にとって、事故の態様や目撃者の意見等が公になることは精神的影響が大きく、児童生徒の健全な育成に支障をきたすおそれがあると認められることから、開示に当たっては被害児童生徒が特定されないよう、特に配慮している。

本件処分については、今日のインターネットの普及の状況や活用の実態を踏まえ、当該行政情報がインターネット等で公開された場合を考慮し、被害児童生徒が特定されないよう、また、被害児童生徒が精神的影響を受けないよう、最大限配慮している。

- 2 教職員の懲戒処分を行ったときは、「さいたま市教育委員会懲戒処分公表基準」（以下「公表基準」という。）に基づき公開しており、公表する内容は「処分内容」「処分年月日」「職名・年齢・性別」「学校名等」「発生年月日」「事件・事項の概要」とされ、懲戒免職の場合は「氏名」も公表することとしている。しかしながら、特段の事情により被害者等が特定される可能性が高い場合などは学校名等及び氏名を公表しないことのほか、公表の内容は被害者等の人権を保護するため個人が特定されないよう配慮した上で事件・事故の概要を理解するのに必要十分なものとするとしている。
- 3 審査請求人は、学校名、教員名、校長名等について、「体罰加害教員の氏名が本人のプライバシーではなく、公開されることはそもそも条例及び判例が予定しているところであり、教員名等の非公開は認められない。また、加害教員の識別可能性を理由とした学校名、教員名、校長名等の非公開は認められない。」と主張しているが、本件処分における不開示部分については、加害教員の識別可能性を理由としてはおらず、被害児童生徒の識別可能性を理由とするものである。
- 4 審査請求人は、「ここまで非公開範囲の広い自治体は、全国的に見てもわ

ずかであり、司法判断をないがしろにするものという他ない。」と主張しているが、本件処分については、司法判断をないがしろにしているのではなく、被害児童生徒が特定されないよう、また、被害児童生徒が精神的影響を受けることがないよう、最大限配慮した結果である。

- 5 審査請求人は、司法判断に照らして、「非公開が認められるのは被害児童生徒や保護者の氏名、関係者の住所のみであると思われる。これらを除けば、『特定の個人が識別されうるもの』とはいえないし、裁判所の判断も同様である。」と主張しているが、当該行政情報がインターネット等で公開され、それを被害児童生徒や被害児童生徒の保護者、事故発生時に被害児童生徒と同じ学級や同じ学年に在籍していた児童生徒等が目にした場合、事故発生日時とその他の情報を照合することにより、被害児童生徒が特定される可能性がある。そのため、本件処分においては、事故発生日時と照合することにより、被害児童生徒の特定につながる可能性のある部分を不開示とした。

また、当該行政情報がインターネット等で公開された場合、被害児童生徒や被害児童生徒の保護者が、当該行政情報を目にし、記述されている被害児童生徒や加害教員の言動、事故の態様、事故者等からの意見などから、精神的苦痛を受ける可能性も皆無であるとは言い切れない。さらには、事故発生時に被害児童と同じ学級や同じ学年に在籍していた児童生徒等が、当該行政情報を目にし、これらの記述から、被害児童生徒のみならず、被害児童生徒の保護者を誹謗中傷する可能性も皆無であるとは言い切れない。

本件処分においては、当該行政情報を被害児童生徒や被害児童生徒の保護者、事故発生時に被害児童と同じ学級や同じ学年に在籍していた児童生徒等が目にした場合に配慮し、被害児童生徒の特定につながる可能性のある部分に加え、被害児童生徒や被害児童生徒の保護者が精神的な苦痛を受けたり、誹謗中傷を受けたりすることにつながる可能性のある部分についても不開示とした。

- 6 審査請求人は、条例第7条第2号後段について、「この条文が適用されるのは、個人のカルテや著作物など高度なセンシティブ情報に限られるのであるから、そのようなものを含まない本件公文書には適用されない。」と主張しているが、本件処分においては、上記で述べたとおり、「関係者の発言・意見・見解」や「校長所見」等について、被害児童生徒の特定につながる可能性のある部分や、被害児童生徒及び被害児童生徒の保護者が精神的な苦痛を受けたり、誹謗中傷を受けたりすることにつながる可能性のある部分を不開示とした。
- 7 審査請求人は、本件処分について、「本条項の濫用であり、濫用されると危険な条項であるだけに、慎重に判断されるべきである。なおこうした部分

を公開しても、それだけでは個人識別にもいたらないことは言うまでもない。」と主張しているが、本件処分については、被害児童生徒が特定されないよう、また、被害児童生徒が精神的影響を受けることがないよう、最大限配慮した結果である。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象行政情報と審査請求について

- (1) 審査請求人は実施機関に対し、平成29年8月25日付け行政情報開示請求書により、「さいたま市内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事故聴取記録、その他一切の添付文書等を含む）（平成24年度分）」の開示を求めた。

実施機関は開示請求にかかる行政情報として、①平成24年7月9日付け教員事故報告書一式、②平成24年11月26日付け教員事故報告書一式、③平成25年3月13日付け教員事故報告書一式の3文書を特定した。

- (2) 実施機関は、今日のインターネットの普及状況や活用実態を踏まえ、当該行政情報がインターネット等で公開された場合を考慮し、被害児童生徒が直接的あるいは間接的に特定されることがないよう、また、被害児童生徒が精神的影響を受けることがないようとの配慮に基づき、学校名、校長の氏名、教員の氏名、児童生徒の氏名、診断書、保護者からの意見等、開示しない部分を摘示したうえ、開示しない理由については条例第7条第2号に該当するものとし、その旨の一部開示決定をした。

これに対し審査請求人は、実施機関が開示とした記述の一部は条例第7条第2号に該当する個人に関する情報ではないこと、あるいは、各級裁判所の判決等に照らして違法な不開示部分を含むものであるとして本件審査請求をした。

2 本件処分の当否について

本件で特定された教員事故報告書一式（以下「事故報告書」という。）について、校長が作成する事故報告書については(1)～(6)に、加害教員が作成する顛末書については(7)に、医師が作成する診断書については(8)に、保護者が作成する意見書については(9)において、順次検討する。

- (1) 本件行政情報開示請求において特定された事故報告書は、さいたま市立学校職員服務規程（平成13年さいたま市教育委員会訓令第4号。（現在のさいたま市教職員服務規程））に従い、校長が職務上作成して教育委員会に提出したものである。

一般的に、体罰に関する事故報告書の内容は、授業や部活動の過程において、教員と児童生徒間に生じた体罰をとまなう事故を主題とし、体罰事

故発生の日時場所や、事故をめぐる経緯、関係者の対応等を記述したものである。事故報告書は、当該事故の当事者（被害児童生徒及び加害教員）の個人名・年齢・性別、住所、負傷の程度等だけでなく、関わった同僚教員、あるいは被害児童生徒の保護者とその家庭環境、当該事故の周辺にいた同級生あるいは同部活動児童生徒に関する記述、事例によっては警察への被害届の提出の事実等々、児童生徒と保護者及び加害教員の個人情報や、加害教員及び校長の職務遂行に関する情報が記載された文書である。

体罰は、教員に認められている児童生徒に対する懲戒権（学校教育法（昭和22年法律第26号）第11条）を逸脱した身体的性質の有形力の行使と考えられているが、被害児童生徒の言動と教員の懲戒権逸脱には強い相関関係が存在するところであり、加害教員や学校の民事・刑事の法的責任をも内包するところである。そのような体罰を主題として作成される事故報告書は、公にすることを前提として作成された文書ではない。したがって、開示される場合は、関係者の基本的人権が侵害されることのないよう慎重な取扱いが求められるところである。特に、被害児童生徒及びその保護者にとって、それがあつた時点において公開された場合に、偏見や差別という二次被害につながる心配をせざるをえず、精神的苦痛あるいは不利益を受けるおそれがあり得るものとして、重大な関心を抱かざるを得ない文書である。同様の関心は、体罰事故を見聞きしていた者として記録されている同級生、あるいは同部活動生にも存在する。

また、事故報告書は加害教員の懲戒処分の要否と内容を判断する材料になる重要な文書であるが、例えば第三者委員会による調査に基づく文書ではないので、記述内容の客観性と正確性に一定の限界があることにも留意すべきものと思料する。

(2)児童生徒の最善の利益について

条例は、市民の知る権利を保障するものとして、行政情報の開示を求める権利を制度的に保障するところである。そのうえで条例は、行政情報の開示を求める市民の権利を十分に尊重するものとするが、他方で、個人に関する情報が十分に保護されるよう最大限の配慮をしなければならないとも規定している（第3条）。

本件行政情報開示請求にかかる文書は、学校における体罰をめぐる報告文書であり、被害児童生徒が主たる当事者として記載されている文書である。

児童生徒は心身が成熟の途上にあり、立法、司法、行政の各公的機関、あるいは私人及び私的団体において、第一次的に児童生徒の最善の利益が考慮されなければならない存在である（子どもの権利条約（平成6年条約

第2号)第3条・最善の利益)。

したがって、情報公開の場面においては、児童生徒本人及びその生活の場である家庭のプライバシーが保護されなければならない、児童生徒が負のレッテルを貼られるとか、名誉が損なわれる事態をもたらすおそれのある児童生徒の特定に繋がる情報の公表は極力謙抑的でなければならない。このことは児童生徒が成人に達した後も未成熟時代の出来事を公表されてはならないことをも意味している。

このように児童生徒の最善の利益を考慮すると、児童生徒に関わりのある情報については、その情報が公表されることによって、間接的にせよ児童生徒が特定されうる情報の公表については、極めて慎重な配慮がなされてしかるべきことである。

(3)加害教員の氏名及び学校名(学校公印を含む)を公にしないことについて

実施機関は意見陳述において、本件行政情報開示請求に対する一部開示決定については、本件各事故に関する懲戒処分の有無及び公表の結果をも勘案したと説明した。また、本件各加害教員は、当該体罰に関して地方公務員法(昭和25年法律第261号)上の懲戒処分の要否が検討された結果、加害教員3名のうち2名が懲戒処分を受けたとのことである。

実施機関は、懲戒処分(免職、停職、減給、戒告)を行った場合には、教育行政の透明化を高めるとともに、事件・事故の再発防止を図るため、事件・事故に関する一定の事実を公表することとし、公表基準を制定している。公表基準によれば、公表事項は、ア処分内容、イ処分年月日、ウ職名・年齢・性別、エ学校名等、オ発生日、カ事件・事故の概要とし、これに懲戒免職の場合は免職された教員の「氏名」を加えるものとしている。

ただし、特段の事情により被害者等が特定される可能性が高い場合には、「学校名等」と「氏名」は公表しないとしている。

実施機関は、事件当時、上記公表基準に基づき、本件加害教員のうち1名の懲戒処分については、被害生徒の保護者が公表しないよう求めたことから体罰事故を公表しなかった(したがって教員氏名も非公表)、また、もう1名の懲戒処分については、免職ではないことから教員氏名は公表しなかった、残る1名の懲戒処分としなかった加害教員についてはそもそも公表の対象ではなかったと説明した。

被害児童生徒が在学する(していた)学校の名称は被害児童生徒個人に関する情報であるが、直接的に被害児童生徒を識別する情報ではない。しかし、学校名を開示した場合に、他の情報と照合することによって被害児童生徒が識別されることが考えられるので、学校名の開示には慎重な検討

が必要になる。

審査請求人は、関連する判決から、教員の体罰に関する情報は、職務遂行上のものであることから開示すべきであると主張し、開示しないこと理由に、それらの判決が否定している児童生徒の特定の可能性を持ち出しているに過ぎないと述べている。審査請求人が主張する前段の「教職員の体罰に関する情報は職務遂行上のものである」ことについては否定するものではなく、確かに教員氏名は条例第7条第2号ウに該当すると考えられる。しかしながら、実施機関は、加害教員のプライバシーに配慮したのではなく、被害児童生徒が特定されないよう、また、被害児童生徒が精神的影響を受けることがないよう、最大限配慮したと主張していることから、当審査会としては、加害教員の氏名及び学校名を公表することが、児童生徒の識別に繋がるのか否かについて検討する。

一般的には、当該学校の関係者以外の者にあつては、加害教員の氏名や学校名が開示されたとしても、特別な調査を行わないかぎり、被害児童生徒を識別しうる可能性は低いと言える。しかし、当該学校の児童、生徒、保護者、その他学校関係者（以下「学校関係者」という。）にあつては、当該体罰の概要を認知している可能性は高く、加害教員の氏名や学校名が開示されれば、学校関係者にあつては、他の情報と照合することにより、被害児童生徒を識別しうる可能性は高いと認められる。

繰り返すが条例は、行政情報開示請求については、行政情報の開示を求める市民の権利を十分に尊重するとしながら、同時に、個人に関する情報が十分に保護されるよう最大限の配慮をしなければならないことも要求している（第3条）。

実施機関としては、被害児童生徒が特定されると、体罰という事柄の性質上、被害児童生徒及びその保護者等に偏見その他の不利益が生じることにも十分な配慮をしなければならない立場にある。

そして、条例は、何人にも開示請求権を認めている（第5条）結果、被害児童生徒と一定の関係ある者も開示請求をする可能性があるのであるから、「加害教員の氏名」や「学校名」等の、被害児童生徒個人が識別される可能性を有する情報について、一律に、国民一般が保有・入手しうる情報（報道あるいは刊行物等）をもって照合する場合の識別可能性を基準にすることは適切ではないものと思料する。

具体的には、実施機関は、体罰に至る経緯や被害児童生徒の言動等が開示されることにより、被害児童生徒の人格的利益を著しく侵害するとともに、社会的評価を著しく低下させ、社会的評価の回復が極めて困難な事態が生じる蓋然性が認められるか否かについての的確な判断を求められるが、

その上で、この判断を前提としながら、当該個人識別可能情報(学校名等)について、①一般人の入手可能な情報を基準として、その情報との照合による識別可能性によって開示・不開示を決めるのか、②学校関係者等の特殊な立場にある者の保有・入手可能な情報を基準として、その情報との照合による識別可能性によって開示・不開示を決めるのかという選択をすることとなる。

しかし、前記判断を過たず的確に行うことは実施機関にとって容易なことではない。そうすると、一律に①を選択することは、情報の伝播により個人のプライバシー侵害を招くおそれがあるのであって、前記判断において、被害児童生徒の人格的利益の侵害、社会的評価の低下、その評価回復困難な事態が生じる蓋然性が認められないことが客観的に明らかである場合を除いて、上記②を選択をすることは、実務的にならざるも不合理なことではないと思料する。

さらに、条例第7条第2号本文前段括弧書きは、「他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」と規定するところ、「他の情報」とのみ規定するだけで、その範囲に文言上の限定を加えていないことからすると、一般人が容易に入手できる情報だけでなく、当該個人の近親者や関係者のみが知りうる情報も含むものと理解するのが相当と考えられる。

以上のことから、実施機関が本件各加害教員の氏名及び学校名(公印を含む)を公にしなかった処分は是認できるところである。

なお、学校敷地見取り図、教室配置図、教室内見取り図、部屋見取り図は、体罰事故発生場所を特定するために添付された資料であるが、当該学校を特定することができる情報であり、上記と同様の理由により不開示とされたものと理解できる。

(4)事故の概要を公にすることについての限界について

「事故の概要」欄に記録された情報は、体罰が加えられる前の加害教員と被害児童生徒らとのやりとりや、体罰行為そのもの、体罰が加えられた後の加害教員その他の教職員と被害児童生徒及びその保護者等とのやりとりなど、主に体罰にいたる経緯、具体的な体罰の態様、体罰後の被害児童生徒及び保護者への対応とそれへの反応等についての記述であると認められる。

体罰に関する事故報告書の行政情報開示請求について、加害教員の体罰の身体的行為態様はひとつの中心関心事である。したがって、体罰は許されないことを明確にする意味においても、当事者氏名を公にせず体罰の身体的行為態様を開示する必要性はあるといえる。

他方、体罰前の被害児童生徒の言動とこれに対する加害教員の言動は、体罰の誘引あるいは動機となった両当事者の人格と密接に結びついた内面の表象であり、体罰後の被害児童生徒及びその保護者と加害教員その他の教職員とのやりとりは、一定の被害感情に基づく主張と学校側の反応であり、これらは、被害児童生徒及び保護者としては、吐露した心情を含めて、通常他人に知られたくないと考える情報であると理解できる。

前述した公表基準によると、事件・事故の概要の公表は、被害者等個人が特定されないよう配慮することとし、被害者等が公表そのものをしないよう求めている場合には公表しないものとしており、現に、実施機関の説明によれば、①平成24年7月9日付け事故報告書に係る体罰事例においては、保護者が事故の概要を含めて体罰事故の公表を望まなかったとのことである。それは公開による偏見・差別をおそれ、これを回避したい被害児童生徒及び保護者の一般的な心情であると理解できる。そうすると、体罰に至る、あるいは体罰後の上記やりとりは、たとえ被害児童生徒名を不開示にしたとしても、公にすることにより、被害児童生徒及び保護者が精神的苦痛をうけるおそれのある情報として、これを公にしないことは是認できるところである。

(5)事故報告者である校長氏名や校長所感について

本件事故報告書は校長の職務として作成されたものであるから、校長の氏名の開示が検討されなければならないが、公にされる事故報告書の日付、体罰の年月日、学校の種類（市立小・中学校等）と、校長の氏名を照合すると、体罰事故の発生年度と校長氏名から、校長が勤務する学校名は容易に推測されるのであり、そうすると前記(3)の理由から個人識別可能情報として公にできないとすべきものである。

事故報告書に記載された校長所見は、当該学校の校務をつかさどり所属職員を監督する者としての評価的意見である。その記述内容は、被害児童生徒及び保護者の個人に関する情報であり、その所見内容が公にされると、被害児童生徒・保護者については差別や偏見その他の不利益を受けるおそれがあり、精神的な苦痛を受けることになるものと思料する。

(6)目撃記録

事故報告書に記載されている目撃記録は、校長が目撃者から聴取した内容を記録したものである。当該記録の開示は、被害児童生徒の言動が目撃者の目撃というかたちで公開されることを意味するが、記録内容の正確性も含めて、被害児童生徒が精神的苦痛をうけ、あるいは不当な差別や偏見その他の不利益を受けるおそれがある。

目撃者は目撃記録が公開されることがあることを前提にして聴取に応

じたものではなく、記録の開示は目撃者にとっても予期せぬところであり、様々な精神的苦痛を伴うものというべきである。

そうすると、その目撃記録は目撃者の人格と密接に関連した一体の個人情報と考えるべきであり、目撃者氏名を不開示とし目撃記録のみを開示する部分開示にはなじまないというべきである。

(7)てん末書を公にすることの限界について

本件行政情報開示請求において特定された3件のてん末書は、体罰事故の当事者である加害教員が職務遂行上作成して所属学校長宛に提出する文書である。事故発生の日時場所、事故の当事者のほか、加害教員の認識に基づき、具体的な事実経過、事故原因、事故発生後にとった措置、事故についての教育公務員としての見解（反省状況、心情、決意等）など、被害児童生徒及びその保護者等をはじめ、多くの個人に関する情報が記載されている。

てん末書は、被害児童生徒及び保護者自身の人格と密接に関連する記述を含んでいる。そうすると、たとえ被害児童生徒及び保護者らの個人識別情報を除くとしても、事故の具体的な事実、事故の原因等の記述が公にされることによって、被害児童生徒及び保護者が精神的苦痛を受けるおそれは高いものと推測される。

なお、てん末書作成者である加害教員の氏名を公にできない理由は、前記(3)のとおりである。

(8)診断書は公にできないことについて

診断書は、患者の病状、怪我や障害の状況、治療に要した手段等を証明するために、患者の求めに応じて診断治療した医師が患者に交付する証明文書である。診断書記載の内容は、患者の極めて個人的な事柄に属するプライバシー情報であり、本来、患者以外の者が患者に対して診断書記載内容の開示を要求することはできない性質のものであり、患者が同意した場合に開示あるいは提供が可能になるだけである。

本件で特定された診断書は、被害児童生徒（未成年の場合その保護者）が医師に対して診察治療を求め、その医師から被害児童生徒（同保護者）に交付された診断書が、被害児童生徒（同保護者）から学校長に任意に提出されたものである。

そうすると本件行政情報開示請求について、仮に被害児童生徒の氏名等の個人識別情報を不開示情報としたとしても、被害児童生徒（同保護者）の同意がない以上、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとして、公にできないものと言うべきである。

事故報告書あるいはてん末書に記載された負傷等の程度に関する記述

についても、同様の理由により公にできないところである。

(9)保護者の意見書

保護者作成の意見書は、被害児童生徒の保護者個人の人格と密接に結びついた意見や心情が記述された文書である。しかも実施機関以外の第三者に流通することがあることを前提として作成された文書ではない。そうすると、これが公にされることは、たとえ保護者及び被害児童生徒識別情報を除いたとしても、一般的に、被害児童生徒及びその保護者が、開示による精神的苦痛を感じるおそれがある情報であり、条例第7条第2号本文後段に該当するものとして公にしないことは、是認できるところである。

3 なお当審査会は、本件一部開示決定について、実施機関がインターネット等で公開された場合の人権侵害のおそれを理由としたことは、当を得ないものと思料する。そのうえで、本件は情報の公開と個人情報保護とが矛盾対立する事案であって、各級裁判所の判決においても未だ合理的な調整点が統一的に確立されているわけではない状況においては、個人情報保護に重きをおいてなした本件処分が、合理性を欠くものとは認められないと判断するものである。

4 以上の次第で、当審査会は本件審査請求に理由がないと考え、前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成29年12月15日	諮問の受理（諮問第492号）
②	平成30年 1月25日	審議
③	同 年 7月19日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	同 年 9月20日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小百合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)